

**2019年度
埼玉県潜在介護職員
再就職準備金貸付の手引き**

2019年4月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

目次

1	事業の概要	1
2	申請	3
3	貸付対象要件	4
4	貸付額	5
5	貸付決定通知等	5
6	貸付金の交付方法	6
7	異動届	6
8	貸付契約の解除	6
9	返還	6
10	返還の免除	6
11	返還の猶予	7
12	様式一覧	7
13	問い合わせ先	7
14	資料	
	(1) 埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	8
	(2) 様式集	14

1 事業の概要

(1) 事業の目的

離職した介護職員で、介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金を貸し付けることにより、県内介護人材の確保を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付の対象者

県内に住民登録のある者、または、県内に所在する事業所または施設に介護職員として2019年4月1日～2020年3月31日の間に就労した者であつて、次の①から④までの基準を全て満たす者としてします。

① 介護保険サービス事業所または施設等（※1）において、介護職員その他主たる業務が介護等である者で、実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

② 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

ア 介護福祉士

イ 介護職員実務者研修を修了した者

ウ 介護職員初任者研修を修了した者

（介護職員基礎研修、訪問介護員（ホームヘルパー）1級、2級課程を修了した者を含む）

③ 県内の介護保険サービス事業者又は施設等（※1）に、介護職員等として就労（内定を含む）した者

④ 直近の介護職員等としての離職日から1か月以上経過した者であつて、介護職員等として再就労する日までの間に、県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出したもの

（※1）障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

(4) 貸付額及び貸付回数

貸付額は、200,000円と再就職準備金利用計画に記載された額のいずれか少ない方の額とします。

また、貸付回数は、他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとします。

(5) 貸付方法及び利子

貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行います。また、利子は無利子とします。

(6) 連帯保証人

貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければなりません。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人でなければなりません。

また、連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、ます。

(7) 貸付契約の解除

貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合は、契約を解除します。

(8) 返還及び返還方法

次のいずれかに該当するときは、貸付金を返還しなければなりません。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除きます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

また、返還方法は、一括又は月賦のいずれか希望する方法により1年以内に返還しなければなりません。

(9) 延滞利子

正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

(10) 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、貸付額に係る返還の債務を免除します。

- ① 県内において2年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき
- ② 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき

(11) 返還の猶予

次のいずれかに該当し、県社協会長が認めるときは、その事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予します。

- ① 県内において、介護職員等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(12) 留意事項

- ① 申請をする場合には、県福祉人材センターへの届出又は登録が必要となります。
- ② 申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付けを決定します。なお、審査結果によっては貸付決定とならない場合があります。
- ③ この貸付は、2019年度に介護職員等として就労した者が対象となります。

2 申請

(1) 申請書類

借受希望者は、次に掲げる書類を作成し、県社協に提出してください。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

①	再就職準備金貸付申請書（様式第1号）	
②	再就職準備金利用計画書（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	
④	実務経験証明書（様式第4号）	過去の勤務先が証明するもの
⑤	再就職（内定・決定）証明書（様式第5号）	再就職先が証明するもの
⑥	同意書（様式第14号）	
⑦	資格証明書(写)	
⑧	申請者の住民票	3か月以内に取得したもの
⑨	連帯保証人の住民票	
⑩	連帯保証人の収入を証明するもの	
⑪	福祉人材センターの求職登録カードの写し、 または求職票	

(2) 申請方法

① 来所による申請

下記提出先に直接来所し申請いただきます。

その場合、受付時間は平日9:00～16:00（年末・年始を除く）となります。

② 郵送による申請

下記提出先の住所に申請書類を送付いただきます。

その場合、不着等の事故を防ぐため、必ず特定記録郵便等で郵送してください。

【申請書類提出先】

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課
〒330-8529

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
電話番号 048-822-1192

(3) 県福祉人材センターへの届出又は登録方法

申請をする場合には、直近の介護職員等としての離職日から、1か月以上経過した者であって、介護職員等として再就労する日までの間に、県福祉人材センターへの登録が必要になります。

届出・登録状況について県福祉人材センターへ確認をとらせていただきます。
(確認した情報については本貸付事業に関すること以外には使用しません)。

【登録先】

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県福祉人材センター
〒330-8529

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
電話番号 048-833-8033

(4) 資金交付までの主な流れ

申請者（貸付要件を全て満たす者）

- ① 県福祉人材センターに届出又は登録をして就職活動
↓
- ② 介護事業所又は施設へ再就職決定（内定）
↓
- ③ 貸付申請
↓
- ④ 介護事業所又は施設へ再就職
↓
- ⑤ 貸付決定通知
↓
- ⑥ 借用書等の提出
↓
- ⑦ 資金の交付

3 貸付対象要件

(1) 実務経験

介護保険サービス事業所または施設等において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務であり、実務経験が1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有することが必要です。

例えば、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した

者が対象となります。

※障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

(2) 介護の資格

次のいずれかの介護についての資格を有していることが必要です。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員実務者研修を修了した者
- ③ 介護職員初任者研修を修了した者
- ④ 介護職員基礎研修を修了した者
- ⑤ 訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程を修了した者
- ⑥ 訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程を修了した者

(3) 再就職先

再就職先として、県内の介護サービス事業所又は施設等に介護職員等として就労することが必要です。

※障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

4 貸付額

貸付額については、200,000円と再就職準備金利用計画に記載された額のいずれか少ない方の額とします。

なお、貸付額は、介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するもので、再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で支給します。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加費又は参考図書等の購入費
- (3) 国家試験の受験手数料
- (4) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護職員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (5) 敷金、礼金又は転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
- (6) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (7) その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

5 貸付決定通知等

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付可否を決定し、貸し付ける旨を決定したときは貸付額及び貸付期間を、貸し付けない旨を決定したときはその旨を、借入申込者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた者は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼りつけた借用証書（様式第6号）、印鑑登録証明書（連帯保証人の分も含む）、再就職

準備金振込口座申込申請書（様式第7号）を提出いただきます。

6 貸付金の交付方法

- (1) 貸付金は、申請者から借用書（様式第6号）、印鑑登録証明書等が提出されたものについて取りまとめ、その翌月までに交付します。
- (2) 交付は、口座振替により行うこととします。

7 異動届

この貸付けに関する届出事項（住所・連帯保証人等）について、変更があった場合は、異動届（住所・氏名・連帯保証人等）（様式第8号）を提出してください。

8 貸付契約の解除

資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるときは、契約を解除します。

なお、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるときとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (2) 死亡したとき
- (3) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

9 返還

次のいずれかに該当するときは、月賦又は一括のいずれか希望する方法により1年以内に返還しなければなりません。その場合は、返還計画申請書（様式第9号）を提出いただきます。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

10 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、返還債務を免除します。その場合は、返還免除申請書（様式第10号）を提出いただきます。

- (1) 介護職員等として就労した日から、県内において2年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき

2年の間とは、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とします。

なお、介護職員等の業務に従事後、法人における人事異動等又は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、上記期間には算入しないものとしますが、引き続き、介護

職員等の業務には従事しているものとして取り扱います。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として従事することができなくなったとき

11 返還の猶予

次のいずれかに該当し、県社協会長が認めるときは、その事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予します。その場合は、返還猶予申請書（様式第12号）等を提出いただきます。

- ① 県内において、介護職員等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

12 様式一覧

埼玉県潜在介護職員再就職準備金貸付にかかる様式は、以下の県社協ホームページからダウンロードできます。

URL:<http://www.fukushi-saitama.or.jp/>

【各種様式】

名 称	様式番号
再就職準備金貸付申請書	様式第1号
再就職準備金利用計画書	様式第2号
誓約書	様式第3号
実務経験証明書	様式第4号
再就職（内定・決定）証明書	様式第5号
借用証書	様式第6号
再就職準備金振込口座申請書	様式第7号
異動届（住所・氏名・連帯保証人等）	様式第8号
返還計画申請書	様式第9号
返還免除申請書	様式第10号
業務従事状況報告書	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
業務従事届	様式第13号
同意書	様式第14号
求職票	

13 問い合わせ先

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-6 5彩の国すこやかプラザ内
電 話 048-822-1192 FAX 048-822-1449

○埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 介護人材担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-3232 FAX 048-830-4781